

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための日本女子大学・大学院の行動指針（BCP）

現在ステージ1 感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時各項目の内容の見直しを行う場合があります。最新版をご確認ください。

行動制限ステージ		A 授業（講義・演習・実習）	B 研究活動	C 学生等の 大学キャンパス入構	D 学生の課外活動	E 会議・式典・イベント	F 海外出張・ 海外から招聘・ 留学生	G 教職員勤務体制
0	通常							
1	一部制限	感染拡大防止に最大限の配慮をして、対面授業、演習・実習を制限しつつ実施する。 オンライン授業を利用する。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、研究活動を行うことができる。 ディスカッション形式のゼミ及び学位論文にかかる研究指導等は、オンラインでの実施を推奨する。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、入構可能。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可する。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、対面会議も行うことができるが、オンライン参加を推奨する。 必要性の高いイベントのみ、感染拡大に最大限の配慮をして実施する。	法人の方針に従う。 留学生は、政府の決定及び法人の方針に従う。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、通常の勤務を行う。 大学の運営上又は業務の性質上可能な業務は、時差出退勤、在宅勤務を許可することがある。
1.5	制限一小	感染拡大防止に最大限の配慮をして、対面授業、演習・実習を制限しつつ実施する。 オンライン授業を積極的に利用する。 ※事前の申込が必要	研究活動は続行できるが、感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ（研究室関係者）は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討する。 緊急事態宣言期間中は、学会や調査研究等による国内出張について、原則禁止とする。 ※事前の申込が必要（総数管理を実施）	制限あり。 学生利用施設（図書館、メディアセンター等）は 事前申込制 とする。	オンラインによる会議・練習を推奨する。 感染防止策を講じたうえで、対面での活動を許可することがある。 対面での活動を許可したあとで緊急事態宣言が発令された場合は、対面での活動は原則禁止とする。	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨する。 不要不急のイベント、「3密」を伴うイベントは自粛する。	法人の方針に従う。 留学生は、政府の決定及び法人の方針に従う。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、通常の勤務を行う。 大学の運営上又は業務の性質上可能な業務は、時差出退勤、在宅勤務を許可することがある。
2	制限一小	オンライン授業のみ（卒論・修論・博論ゼミを含む）。 アドバイザー・指導教員との単独回の面談で、短時間であり、やむを得ないものは許可することがある。 ※事前の申込が必要（総数制限を実施）	研究活動は続行できるが、感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ（研究室関係者）は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討する。 緊急事態宣言期間中は学会や調査研究等による国内出張について、原則禁止とする。 ※事前の申込が必要（総数制限を実施）	制限あり。 学生利用施設（図書館、メディアセンター等）は 事前申込制 とする。	原則禁止 オンラインによる会議・練習を推奨する。 屋外において感染防止策を講じたうえで、対面での活動を許可することがある。 対面での活動を許可したあとで緊急事態宣言が発令された場合は、対面での活動は全面禁止とする。	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨する。 不要不急のイベント、「3密」を伴うイベントは自粛する。	法人の方針に従う。 留学生は、政府の決定及び法人の方針に従う。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、通常の勤務を行う。 大学の運営上又は業務の性質上可能な業務は、時差出退勤、在宅勤務を許可することがある。
3	制限一中	オンライン授業のみ（卒論・修論・博論ゼミを含む）。 アドバイザー・指導教員との単独回の面談で短時間であり、やむを得ないものは許可することがある。 ※事前の申込が必要（総数制限を実施）	現在進行中の実験・研究を継続するために、必要最小限の研究室関係者のみ立ち入りを許可する。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業とする。 学会や調査研究等による国内出張は、禁止とする。 ※事前の申込が必要（総数制限を実施） 大学院論文にかかる研究指導は、原則としてオンラインでの実施のみ。	制限あり。 学生利用施設（図書館、メディアセンター等）は 事前申込制 とする。	全面禁止 ただし、オンラインによる会議・練習を許可することがある。	原則として、オンライン会議のみ。 イベントは原則として延期又は中止する。	法人の方針に従う。 留学生は、政府の決定及び法人の方針に従う。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行う。 大学の運営上又は業務の性質上可能な業務については、時差出退勤、在宅勤務を許可することがある。
4	制限一大	オンライン授業のみ（卒論・修論・博論ゼミを含む）。	以下の研究スタッフ（事情によっては大学院生・研究員も可）のみ研究室への立ち入りを許可する。できるだけ交代制とし、立ち入り者相互の面談を避けることとする。 1) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 学会や調査研究等による国内出張は、禁止とする。 ※事前の申込が必要	原則禁止	全面禁止 ただし、オンラインによる会議・練習を許可することがある。	原則として、オンライン会議のみ。 イベントは原則として延期又は中止する。	全面禁止	感染拡大防止に最大限の配慮をして、時差出退勤、業務の性質上可能な業務は原則として在宅勤務とする。 支障のない範囲で一部業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤者を可能な範囲で少なくする。
5	原則停止	全面禁止	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りを可能とする。この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止。 学会や調査研究等による国内出張は、禁止とする。 ※事前の申込が必要	原則禁止	全面禁止	オンライン会議のみ。 全てのイベントは延期又は中止する。	全面禁止	出勤が必要なキャンパスの保安・保全・業務管理上必要最小限の業務以外は、原則在宅勤務とする。

* 学外者への施設貸出はステージ0のみ許可する。

<行動制限レベルの設定及び措置について>

- 行動制限レベルの設定は、国内全体並びに首都圏における感染の拡大状況・収束状況並びに政府等による要請のレベルを総合的に勘案して判断する。
- 行動制限レベルの判断については、本指針を参考として、大学において決定する。これに伴う具体的な措置・対応並びに表中に記載のない項目に関する対応については、内容に応じて、関係機関において審議・決定する。なお、行動制限レベルの設定及びこれに対応する措置については、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、上記にない措置を判断することがある。
- 学内で感染者が発生した場合などは、この行動指針にかかわらず、都道府県等の衛生主管部局（保健所等）からの要請に基づいて一時的にキャンパス入構禁止措置等を判断することがある。